

令和3年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新																																																																											
R3.3.26	P5	<p>1-3 総合評価の種類と配点</p> <p>1) 総合評価の種類</p> <p><b>1-3 総合評価の種類と配点</b></p> <p>2) 施工能力評価型の配点</p> <p>① 施工能力評価型 (I型・施工計画重視型)</p> <table border="1"> <tr><th colspan="4">総合評価対象 40(30)</th></tr> <tr><td>施工計画</td><td>企業の 能力等</td><td>技術者の 能力等</td><td>地域精通 度・貢献度</td></tr> <tr><td>20(15)</td><td>8(6)</td><td>8(6)</td><td>4(3)</td></tr> </table> <p>② 施工能力評価型 (I型)</p> <table border="1"> <tr><th colspan="4">総合評価対象 40(30)</th></tr> <tr><td>施工計画 (可か不可のみを評価)</td><td>企業の 能力等</td><td>技術者の 能力等</td><td>地域精通 度・貢献度</td></tr> <tr><td></td><td>16(12)</td><td>16(12)</td><td>8(6)</td></tr> </table> <p>③ 施工能力評価型 (II型)</p> <table border="1"> <tr><th colspan="3">総合評価対象 40(30)</th></tr> <tr><td>企業の 能力等</td><td>技術者の 能力等</td><td>地域精通 度・貢献度</td></tr> <tr><td>16(12)</td><td>16(12)</td><td>8(6)</td></tr> </table> <p>※施工体制確認型でない場合は、( )内の点数とする</p>	総合評価対象 40(30)				施工計画	企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度	20(15)	8(6)	8(6)	4(3)	総合評価対象 40(30)				施工計画 (可か不可のみを評価)	企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度		16(12)	16(12)	8(6)	総合評価対象 40(30)			企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度	16(12)	16(12)	8(6)	<p>1-3 総合評価の種類と配点</p> <p>1) 総合評価の種類</p> <p><b>1-3 総合評価の種類と配点</b></p> <p>2) 施工能力評価型の配点</p> <p>① 施工能力評価型 (I型・施工計画重視型)</p> <table border="1"> <tr><th colspan="4">総合評価対象 40(30)</th></tr> <tr><td>施工計画</td><td>企業の 能力等</td><td>技術者の 能力等</td><td>地域精通 度・貢献度</td></tr> <tr><td>20(15)</td><td>8(6)</td><td>8(6)</td><td>4(3)</td></tr> </table> <p>④ 施工能力評価型 (II型)</p> <table border="1"> <tr><th colspan="3">総合評価対象 40(30)</th></tr> <tr><td>企業の 能力等</td><td>技術者の 能力等</td><td>地域精通 度・貢献度</td></tr> <tr><td>16(12)</td><td>16(12)</td><td>8(6)</td></tr> </table> <p>② 施工能力評価型 (I型)</p> <table border="1"> <tr><th colspan="4">総合評価対象 40(30)</th></tr> <tr><td>施工計画 (可か不可のみを評価)</td><td>企業の 能力等</td><td>技術者の 能力等</td><td>地域精通 度・貢献度</td></tr> <tr><td></td><td>16(12)</td><td>16(12)</td><td>8(6)</td></tr> </table> <p>③ 施工能力評価型 (I型・施工計画重視型・チャレンジ型)</p> <table border="1"> <tr><th colspan="3">総合評価対象 30(20)</th></tr> <tr><td>施工計画</td><td>企業の 能力等</td><td>技術者の 能力等</td></tr> <tr><td>20(15)</td><td>5(2.5)</td><td>5(2.5)</td></tr> </table> <p>※施工体制確認型でない場合は、( )内の点数とする</p>	総合評価対象 40(30)				施工計画	企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度	20(15)	8(6)	8(6)	4(3)	総合評価対象 40(30)			企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度	16(12)	16(12)	8(6)	総合評価対象 40(30)				施工計画 (可か不可のみを評価)	企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度		16(12)	16(12)	8(6)	総合評価対象 30(20)			施工計画	企業の 能力等	技術者の 能力等	20(15)	5(2.5)	5(2.5)
総合評価対象 40(30)																																																																														
施工計画	企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度																																																																											
20(15)	8(6)	8(6)	4(3)																																																																											
総合評価対象 40(30)																																																																														
施工計画 (可か不可のみを評価)	企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度																																																																											
	16(12)	16(12)	8(6)																																																																											
総合評価対象 40(30)																																																																														
企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度																																																																												
16(12)	16(12)	8(6)																																																																												
総合評価対象 40(30)																																																																														
施工計画	企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度																																																																											
20(15)	8(6)	8(6)	4(3)																																																																											
総合評価対象 40(30)																																																																														
企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度																																																																												
16(12)	16(12)	8(6)																																																																												
総合評価対象 40(30)																																																																														
施工計画 (可か不可のみを評価)	企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度																																																																											
	16(12)	16(12)	8(6)																																																																											
総合評価対象 30(20)																																																																														
施工計画	企業の 能力等	技術者の 能力等																																																																												
20(15)	5(2.5)	5(2.5)																																																																												

更新日	頁	旧	新
R3.3.26	P13	<p>2-2 工事成績</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>2-2 工事成績</b></p> <p>3)留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○過去2年間の当該工種の平均評定点が65点未満の場合、欠格となる。</li> <li>○毎年6月1日以降の公告分より、過去5年又は10年の対象年度が切り替わる。</li> </ul> <p>例)過去5年間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R01.6.1～R02.5.31まで H26～30年度における工事成績の平均</li> <li>R02.6.1～R03.5.31まで H27～R01年度における工事成績の平均</li> </ul> <p>過去10年間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R01.6.1～R02.5.31まで H21～30年度における工事成績の平均</li> <li>R02.6.1～R03.5.31まで H22～R01年度における工事成績の平均</li> </ul> <p>○別記様式『当該工種の平均評定点』の「成績評価対象期間」の選択項目「過去5年間の工事実績あり」・「過去10年間の工事実績あり」・「過去10年間の工事実績なし」のいずれかに「○」をつけること。なお、どの項目にも「○」が無い場合、若しくは未記載の場合、別記様式『当該工種の平均評定点』の提出があっても、「工事成績」については加点点評価しない。提出された内容は、当局データとの照合を行っているため、工事実績の記載にあたっては、記入漏れ、記入間違いが無いか確認の上、提出すること。</p> <p>○過去の工事実績及び工事成績点について不明な場合は、入札説明書に記載されている担当部局に問い合わせることが可能。</p>	<p>2-2 工事成績</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>2-2 工事成績</b></p> <p>3)留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○過去2年間の当該工種の平均評定点が65点未満の場合、欠格となる。</li> <li>○毎年6月1日以降の公告分より、過去5年又は10年の対象年度が切り替わる。</li> </ul> <p>例)過去5年間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R02.6.1～R03.5.31まで H27～R01年度における工事成績の平均</li> <li>R03.6.1～R04.5.31まで H28～R02年度における工事成績の平均</li> </ul> <p>過去10年間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R02.6.1～R03.5.31まで H22～R01年度における工事成績の平均</li> <li>R03.6.1～R04.5.31まで H23～R02年度における工事成績の平均</li> </ul> <p>○別記様式『当該工種の平均評定点』の「成績評価対象期間」の選択項目「過去5年間の工事実績あり」・「過去10年間の工事実績あり」・「過去10年間の工事実績なし」のいずれかに「○」をつけること。なお、どの項目にも「○」が無い場合、若しくは未記載の場合、別記様式『当該工種の平均評定点』の提出があっても、「工事成績」については加点点評価しない。提出された内容は、当局データとの照合を行っているため、工事実績の記載にあたっては、記入漏れ、記入間違いが無いか確認の上、提出すること。</p> <p>○過去の工事実績及び工事成績点について不明な場合は、入札説明書に記載されている担当部局に問い合わせることが可能。</p>

更新日	頁	旧	新
R3.3.26	P15	<p>2-3 表彰</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>2-3 表彰</b></p> <p>3)留意事項</p> <p>○i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)は、毎年4月1日以降の公告分より、過去3年間の対象年度が切り替わる。 例) R02.4.1～R03.31まで H29・H30・R01年度における表彰実績</p> <p>○優良工事表彰、安全工事表彰、その他表彰は、毎年8月1日以降の公告分より、過去3年間の対象年度が切り替わる。 例) R01.8.1～R02.7.31まで H29・H30・R01年度における表彰実績 R02.8.1～R03.7.31まで H30・R01・R02年度における表彰実績</p> <p>○i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)は、受賞した工事の工種に限らず、全港湾5工種工事で加点評価する。</p> <p>○優良工事表彰、その他表彰については、受賞した工事の工種に限り加点評価し、安全工事表彰は受賞した工事の工種に限らず、全港湾5工種工事で加点評価する。また、複数の表彰実績がある場合でも、評価点が最大となる1表彰に限り加点評価する。</p> <p>○安全工事表彰 ・港湾5工種(空港等土木工事、港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、空港等舗装工事、港湾等鋼構造物工事)のいずれかの工種で受賞実績のある場合、全港湾5工種で評価する。ただし、港湾5工種以外で受賞実績がある場合、受賞した工事の工種に限り評価する。</p> <p style="text-align: right;">15</p>	<p>2-3 表彰</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>2-3 表彰</b></p> <p>3)留意事項</p> <p>○i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)は、毎年4月1日以降の公告分より、過去3年間の対象年度が切り替わる。 例) R03.4.1～R04.3.31まで H30・R01・R02年度における表彰実績</p> <p>○優良工事表彰、安全工事表彰、その他表彰は、毎年8月1日以降の公告分より、過去3年間の対象年度が切り替わる。 例) R02.8.1～R03.7.31まで H30・R01・R02年度における表彰実績 R03.8.1～R04.7.31まで R01・R02・R03年度における表彰実績</p> <p>○i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)は、受賞した工事の工種に限らず、全港湾5工種工事で加点評価する。</p> <p>○優良工事表彰、その他表彰については、受賞した工事の工種に限り加点評価し、安全工事表彰は受賞した工事の工種に限らず、全港湾5工種工事で加点評価する。また、複数の表彰実績がある場合でも、評価点が最大となる1表彰に限り加点評価する。</p> <p>○安全工事表彰 ・港湾5工種(空港等土木工事、港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、空港等舗装工事、港湾等鋼構造物工事)のいずれかの工種で受賞実績のある場合、全港湾5工種で評価する。ただし、港湾5工種以外で受賞実績がある場合、受賞した工事の工種に限り評価する。</p> <p style="text-align: right;">15</p>

更新日	頁	旧	新																				
R3.3.26	P16	<p>2-4 登録海上起重基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの登用</p> <p>1)確認内容、2)評価</p> <p><b>2-4 登録海上起重基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの登用</b></p> <p>1)確認内容 登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターを当該工種の施工期間全てにおいて配置するかについて確認する。</p> <p>2)評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th colspan="2">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用</td> <td>登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターを当該工種の期間に配置</td> <td>1.0点</td> <td rowspan="2">1.0点</td> </tr> <tr> <td>登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置なし</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO及び空港等土木工事、空港等舗装工事、港湾5工種以外の工事については、評価項目を設定しない。</p>	評価項目	評価基準	配点		登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用	登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターを当該工種の期間に配置	1.0点	1.0点	登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置なし	0.0点	<p>2-4 登録海上起重基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの登用</p> <p>1)確認内容、2)評価</p> <p><b>2-4 登録海上起重基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの登用</b></p> <p>1)確認内容 登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターを<b>それぞれの資格に指定(「別記条件書」に記載)している当該工種の全施工期間</b>において配置するかについて確認する。</p> <p>2)評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th colspan="2">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用</td> <td>登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターをそれぞれの資格に指定(「別記条件書」に記載)している当該工種の全施工期間に配置</td> <td>1.0点</td> <td rowspan="2">1.0点</td> </tr> <tr> <td>登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置なし</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO及び空港等土木工事、空港等舗装工事、港湾5工種以外の工事については、評価項目を設定しない。</p>	評価項目	評価基準	配点		登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用	登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターをそれぞれの資格に指定(「別記条件書」に記載)している当該工種の全施工期間に配置	1.0点	1.0点	登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置なし	0.0点
評価項目	評価基準	配点																					
登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用	登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターを当該工種の期間に配置	1.0点	1.0点																				
	登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置なし	0.0点																					
評価項目	評価基準	配点																					
登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用	登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターをそれぞれの資格に指定(「別記条件書」に記載)している当該工種の全施工期間に配置	1.0点	1.0点																				
	登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置なし	0.0点																					

更新日	頁	旧	新
R3.3.26	P17	<p>2-4 登録海上起重基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの登用</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>2-4 登録海上起重基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの登用</b></p> <p>3)留意事項</p> <p>○全般</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」については、別記様式『同種工事の施工実績等』の「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置の有無」、別記様式『登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用等』の全記載内容及び、根拠として添付する資料で確認している。そのため、申請書に記載した内容が確認できる根拠資料（「登録海上起重基幹技能者講習修了証」及び「顕賞状」の写し等の書類）については必ず添付の上、記載の根拠となる該当箇所には赤色アンダーライン等で明確にすること。<u>記載根拠が不明確な場合、加点評価しない。</u></li> <li>・配置する登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターは、元請け職員もしくは下請け職員のどちらでも構わない。</li> <li>・配置する期間は、工事内容を鑑み、当該資格者を配置する必要がある工種の施工期間全てにおいて配置する必要がある。やむを得ない場合（病気等特別な理由）を除き、申請した技術者又は申請した技術者と同様の資格を有する技術者を当初から配置できない、又は途中で解除を行う場合、<u>工事成績評定点から3点減点とする。</u></li> </ul> <p>※配置する期間について、例えば浚渫工事の場合は、グラブ浚渫船等により浚渫作業を実施する期間を当該資格者の配置期間として考慮する。</p> <p style="text-align: right;">17</p>	<p>2-4 登録海上起重基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの登用</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>2-4 登録海上起重基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの登用</b></p> <p>3)留意事項</p> <p>○全般</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」については、別記様式『同種工事の施工実績等』の「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置の有無」、別記様式『登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用等』の全記載内容及び、根拠として添付する資料で確認している。そのため、申請書に記載した内容が確認できる根拠資料（「登録海上起重基幹技能者講習修了証」及び「顕賞状」の写し等の書類）については必ず添付の上、記載の根拠となる該当箇所には赤色アンダーライン等で明確にすること。<u>記載根拠が不明確な場合、加点評価しない。</u></li> <li>・配置する登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターは、元請け職員もしくは下請け職員のどちらでも構わない。</li> <li>・配置する期間は、<u>それぞれの資格に指定（「別記条件書」に記載）している当該工種の全施工期間において配置する必要がある。</u>やむを得ない場合（病気等特別な理由）を除き、申請した技術者又は申請した技術者と同様の資格を有する技術者を当初から配置できない、又は途中で解除を行う場合、<u>工事成績評定点から3点減点とする。</u></li> </ul> <p>※配置する期間について、例えば浚渫工事の場合は、グラブ浚渫船等により浚渫作業を実施する期間を当該資格者の配置期間として考慮する。</p> <p style="text-align: right;">17</p>

更新日	頁	旧	新																			
R3.3.26	P28	<p>2-6 ICTの活用(ICT活用計画)</p> <p>1)確認内容、2)評価</p> <p><b>2-6 ICTの活用(ICT活用計画)</b></p> <p>1)確認内容 ICT活用対象工事で、①3次元起工測量、②3次元数量計算、③ICTを活用した施工、④3次元出来形測量、⑤3次元データの納品の全ての段階で全面的にICTを活用する計画があるかを確認する。 ※なお、「③ICTを活用した施工」については、当該項目を含む試行工事の場合のみ①～⑤の段階全てにおいてICTを活用する場合に限り加点評価(ICT活用計画書に☑がある場合)する。</p> <p>2)評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ICTの活用 (ICT活用計画)</td> <td>下記①～⑤の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無 ①3次元起工測量 ②3次元数量計算 ③ICTを活用した施工 ④3次元出来形測量 ⑤3次元データの納品</td> <td>①～⑤の全ての段階で全面的に活用する場合</td> <td>2.0点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①～⑤の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO及び港湾5工種以外の工事は、ICTの活用の評価項目を設定しない。</p>	評価項目	評価基準	配点	ICTの活用 (ICT活用計画)	下記①～⑤の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無 ①3次元起工測量 ②3次元数量計算 ③ICTを活用した施工 ④3次元出来形測量 ⑤3次元データの納品	①～⑤の全ての段階で全面的に活用する場合	2.0点		①～⑤の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合	0.0点	<p>2-6 ICTの活用(ICT活用計画)</p> <p>1)確認内容、2)評価</p> <p><b>2-6 ICTの活用(ICT活用計画)</b></p> <p>1)確認内容 「各対象工種」※1の「施工プロセスの各段階(浚渫工①～⑤)※2、基礎工①～④※3、ブロック据付工①～③※4)」について全ての段階で全面的にICTを活用する計画があるかを確認し、評価する。  ※1【各対象工種】は下記のとおり ※2【浚渫工】①3次元起工測量、②3次元数量計算、③ICTを活用した施工、④3次元出来形測量、⑤3次元データの納品 ※3【基礎工】①3次元起工測量、②3次元数量計算、③ICTを活用した施工、④3次元データの納品 ※4【ブロック据付工】①ICTを活用した施工、②3次元測量、③3次元データの納品</p> <p>2)評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ICTの活用 (ICT活用計画)</td> <td rowspan="2">各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無 【浚渫工】①、②、③、④、⑤ ※2 【基礎工】①、②、③、④ ※3 【ブロック据付工】①、②、③ ※4</td> <td>各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する場合</td> <td>2.0点</td> </tr> <tr> <td>各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO及び港湾5工種以外の工事は、ICTの活用の評価項目を設定しない。</p>	評価項目	評価基準	配点	ICTの活用 (ICT活用計画)	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無 【浚渫工】①、②、③、④、⑤ ※2 【基礎工】①、②、③、④ ※3 【ブロック据付工】①、②、③ ※4	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する場合	2.0点	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合	0.0点
評価項目	評価基準	配点																				
ICTの活用 (ICT活用計画)	下記①～⑤の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無 ①3次元起工測量 ②3次元数量計算 ③ICTを活用した施工 ④3次元出来形測量 ⑤3次元データの納品	①～⑤の全ての段階で全面的に活用する場合	2.0点																			
		①～⑤の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合	0.0点																			
評価項目	評価基準	配点																				
ICTの活用 (ICT活用計画)	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無 【浚渫工】①、②、③、④、⑤ ※2 【基礎工】①、②、③、④ ※3 【ブロック据付工】①、②、③ ※4	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する場合	2.0点																			
		各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合	0.0点																			

更新日	頁	旧	新																				
R3.3.26	P42	<p>3-3 表彰</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>3-3 表彰</b></p> <p>1)確認内容 中部地方整備局(港湾空港関係)における配置予定技術者の優良工事技術者表彰受賞実績の有無を確認する。</p> <p>2)評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">表彰</td> <td>中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事技術者表彰[過去3年間]</td> <td>表彰あり</td> <td>1.0点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表彰なし</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO及びチャレンジ型の場合は、評価項目として選定しない。 ※「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。</p> <p>3)留意事項 ○毎年8月1日以降の公告分より、過去3年間の対象年度が切り替わる。 例)公告日：R01.8.1～R02.7.31まで H29・30・R01年度における表彰 公告日：R02.8.1～R03.7.31まで H30・R01・R02年度における表彰</p> <p>○配置予定技術者(配置予定技術指導者)が産前産後休業、育児休業及び介護休業(以下、「出産等」)を取得した場合、出産等期間(日数)に相当する期間を年単位で切り上げたうえで、表彰実績として求める期間に加える事を可能とする。そのため表彰の受賞実績期間に含め出産等期間の申請をする場合は、出産等取得理由及び期間について記載すること。併せて、出産等期間を証明できる書類(休業証明書、就労証明書等)の写しを添付すること。(P39「出産等」の取得期間を実績として求める期間の考え方参照)</p> <p style="text-align: right;">42</p>	評価項目	評価基準	配点	表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事技術者表彰[過去3年間]	表彰あり	1.0点		表彰なし	0.0点	<p>3-3 表彰</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>3-3 表彰</b></p> <p>1)確認内容 中部地方整備局(港湾空港関係)における配置予定技術者の優良工事技術者表彰受賞実績の有無を確認する。</p> <p>2)評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">表彰</td> <td>中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事技術者表彰[過去3年間]</td> <td>表彰あり</td> <td>1.0点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表彰なし</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO及びチャレンジ型の場合は、評価項目として選定しない。 ※「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。</p> <p>3)留意事項 ○毎年8月1日以降の公告分より、過去3年間の対象年度が切り替わる。 例)公告日：R02.8.1～R03.7.31まで H30・R01・R02年度における表彰 公告日：R03.8.1～R04.7.31まで R01・R02・R03年度における表彰</p> <p>○配置予定技術者(配置予定技術指導者)が産前産後休業、育児休業及び介護休業(以下、「出産等」)を取得した場合、出産等期間(日数)に相当する期間を年単位で切り上げたうえで、表彰実績として求める期間に加える事を可能とする。そのため表彰の受賞実績期間に含め出産等期間の申請をする場合は、出産等取得理由及び期間について記載すること。併せて、出産等期間を証明できる書類(休業証明書、就労証明書等)の写しを添付すること。(P39「出産等」の取得期間を実績として求める期間の考え方参照)</p> <p style="text-align: right;">42</p>	評価項目	評価基準	配点	表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事技術者表彰[過去3年間]	表彰あり	1.0点		表彰なし	0.0点
評価項目	評価基準	配点																					
表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事技術者表彰[過去3年間]	表彰あり	1.0点																				
		表彰なし	0.0点																				
評価項目	評価基準	配点																					
表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事技術者表彰[過去3年間]	表彰あり	1.0点																				
		表彰なし	0.0点																				

更新日	頁	旧	新
R3.3.26	P53	<p>3-6 地域実績</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>3-6 地域実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去4年間とは、前年度を含む4年間の工事の実績を指す。 例) R02年度公告分:H28・29・30・31(R01)年度 R03年度公告分:H29・30・31(R01)・R02年度での工事の実績を指す。</li> <li>・工事は、公共工事(自治体含む)、民間工事の両方を対象とし、港湾関係か否かを問わない。なお、元請け、下請けの別を問わず、1,000万円以上の工事を対象とする。</li> </ul> <p>○配置予定技術者の地域実績の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定技術者の地域実績を申請する場合は、別記様式『主任(監理)技術者の資格・工事経験・継続教育(CPD)等』の「<u>地域実績</u>」の項目について「有」を選択の上、別記様式『配置予定技術者の地域実績』を作成すること。なお、「無」を選択、若しくは未記載の場合、「配置予定技術者の地域実績」の提出があっても、「<u>地域実績</u>」の加点評価はしない。なお、地域実績評価の有無については、別記条件書を確認すること。</li> </ul> <p>○配置予定技術指導者の地域実績の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定技術指導者の地域実績を申請する場合は、別記様式『技術指導者の資格・工事経験等』の「<u>地域実績</u>」の項目について「有」を選択の上、別記様式『配置予定技術者の地域実績』を作成すること。なお、「無」を選択、若しくは未記載の場合、「配置予定技術者の地域実績」の提出があっても、「<u>地域実績</u>」の加点評価はしない。なお、地域実績評価の有無については、別記条件書を確認すること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">53</p>	<p>3-6 地域実績</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>3-6 地域実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去4年間とは、前年度を含む4年間の工事の実績を指す。 例) R03年度公告分:H29・30・31(R01)・R02年度 R04年度公告分:H30・31(R01)・R02・R03年度での工事の実績を指す。</li> <li>・工事は、公共工事(自治体含む)、民間工事の両方を対象とし、港湾関係か否かを問わない。なお、元請け、下請けの別を問わず、1,000万円以上の工事を対象とする。</li> </ul> <p>○配置予定技術者の地域実績の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定技術者の地域実績を申請する場合は、別記様式『主任(監理)技術者の資格・工事経験・継続教育(CPD)等』の「<u>地域実績</u>」の項目について「有」を選択の上、別記様式『配置予定技術者の地域実績』を作成すること。なお、「無」を選択、若しくは未記載の場合、「配置予定技術者の地域実績」の提出があっても、「<u>地域実績</u>」の加点評価はしない。なお、地域実績評価の有無については、別記条件書を確認すること。</li> </ul> <p>○配置予定技術指導者の地域実績の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定技術指導者の地域実績を申請する場合は、別記様式『技術指導者の資格・工事経験等』の「<u>地域実績</u>」の項目について「有」を選択の上、別記様式『配置予定技術者の地域実績』を作成すること。なお、「無」を選択、若しくは未記載の場合、「配置予定技術者の地域実績」の提出があっても、「<u>地域実績</u>」の加点評価はしない。なお、地域実績評価の有無については、別記条件書を確認すること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">53</p>

更新日	頁	旧	新																																																								
R3.3.26	P61	<p>4-1 災害協定の締結・災害復旧等の実績</p> <p>4)参考</p> <p><b>4-1 災害協定の締結・災害復旧等の実績</b></p> <p>4)参考</p> <p>【参考】中部地方整備局港湾空港関係組織に係わる災害協定の締結状況一覧(H31.3時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名称</th> <th>内容</th> <th>締結日</th> <th>締結者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書</td> <td>緊急的な災害対応業務の実施における災害時支援業務の実施に関する協定</td> <td>H28.3.29</td> <td>中部地方整備局 副局長 静岡県代表者静岡県知事 愛知県代表者愛知県知事 三重県代表者三重県知事 名古屋港管理組合管理者愛知県知事 四日市港管理組合管理者三重県知事 (一社)日本埋立・浚渫業協会中部支部長 中部港湾空港建設協会連合会会長 (一社)日本海上起重技術協会中部支部長 全国浚渫協会東海支部長 (一社)日本潜水協会会長 (一社)海洋調査協会会長 (一社)港湾技術コンサルタンツ協会会長</td> </tr> <tr> <td>災害時又は事故発生時における中部地方整備局所管施設(港湾空港関係に限る)の緊急的な応急対策業務に関する協定書</td> <td>地震・台風等の異常な自然現象等又は事故による中部地方整備局(港湾空港関係に限る)所管施設における災害時又は事故発生時の緊急的な応急対策業務の実施に関する協定</td> <td>H26.3.25</td> <td>中部地方整備局 副局長 (一社)日本埋立・浚渫業協会中部支部長 中部港湾空港建設協会連合会会長 (一社)日本海上起重技術協会中部支部長 全国浚渫協会東海支部長</td> </tr> <tr> <td>災害時における伊勢湾浮体式係留施設の緊急出動業務に関する協定書</td> <td>地震・台風等による災害時の緊急時における支援活動の一環として浮体式防災基地を出動する場合の、曳航、係留等出動業務の実施に関する協定</td> <td>H22.7.1</td> <td>中部地方整備局 副局長 (一社)日本埋立・浚渫業協会中部支部長</td> </tr> <tr> <td>申し合わせ(清水港)</td> <td>災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動</td> <td>H22.4.1</td> <td>清水港湾事務所長 清水港港湾建設工事安全協議会会長</td> </tr> <tr> <td>申し合わせ(御前崎港)</td> <td>災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動</td> <td>H22.4.1</td> <td>清水港湾事務所長 御前崎港港湾建設工事安全協議会会長</td> </tr> <tr> <td>申し合わせ(下田港)</td> <td>災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動</td> <td>H22.4.1</td> <td>清水港湾事務所長 下田港港湾建設工事安全協議会会長</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称	内容	締結日	締結者	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	緊急的な災害対応業務の実施における災害時支援業務の実施に関する協定	H28.3.29	中部地方整備局 副局長 静岡県代表者静岡県知事 愛知県代表者愛知県知事 三重県代表者三重県知事 名古屋港管理組合管理者愛知県知事 四日市港管理組合管理者三重県知事 (一社)日本埋立・浚渫業協会中部支部長 中部港湾空港建設協会連合会会長 (一社)日本海上起重技術協会中部支部長 全国浚渫協会東海支部長 (一社)日本潜水協会会長 (一社)海洋調査協会会長 (一社)港湾技術コンサルタンツ協会会長	災害時又は事故発生時における中部地方整備局所管施設(港湾空港関係に限る)の緊急的な応急対策業務に関する協定書	地震・台風等の異常な自然現象等又は事故による中部地方整備局(港湾空港関係に限る)所管施設における災害時又は事故発生時の緊急的な応急対策業務の実施に関する協定	H26.3.25	中部地方整備局 副局長 (一社)日本埋立・浚渫業協会中部支部長 中部港湾空港建設協会連合会会長 (一社)日本海上起重技術協会中部支部長 全国浚渫協会東海支部長	災害時における伊勢湾浮体式係留施設の緊急出動業務に関する協定書	地震・台風等による災害時の緊急時における支援活動の一環として浮体式防災基地を出動する場合の、曳航、係留等出動業務の実施に関する協定	H22.7.1	中部地方整備局 副局長 (一社)日本埋立・浚渫業協会中部支部長	申し合わせ(清水港)	災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動	H22.4.1	清水港湾事務所長 清水港港湾建設工事安全協議会会長	申し合わせ(御前崎港)	災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動	H22.4.1	清水港湾事務所長 御前崎港港湾建設工事安全協議会会長	申し合わせ(下田港)	災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動	H22.4.1	清水港湾事務所長 下田港港湾建設工事安全協議会会長	<p>4-1 災害協定の締結・災害復旧等の実績</p> <p>4)参考</p> <p><b>4-1 災害協定の締結・災害復旧等の実績</b></p> <p>4)参考</p> <p>【参考】中部地方整備局港湾空港関係組織に係わる災害協定の締結状況一覧(R3.3時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名称</th> <th>内容</th> <th>締結日</th> <th>締結者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書</td> <td>緊急的な災害対応業務の実施における災害時支援業務の実施に関する協定</td> <td>H28.3.29</td> <td>中部地方整備局 副局長 静岡県代表者静岡県知事 愛知県代表者愛知県知事 三重県代表者三重県知事 名古屋港管理組合管理者愛知県知事 四日市港管理組合管理者三重県知事 (一社)日本埋立・浚渫業協会中部支部長 中部港湾空港建設協会連合会会長 (一社)日本海上起重技術協会中部支部長 全国浚渫協会東海支部長 (一社)日本潜水協会会長 (一社)海洋調査協会会長 (一社)港湾技術コンサルタンツ協会会長</td> </tr> <tr> <td>災害時又は事故発生時における中部地方整備局所管施設(港湾空港関係に限る)の緊急的な応急対策業務に関する協定書</td> <td>地震・台風等の異常な自然現象等又は事故による中部地方整備局(港湾空港関係に限る)所管施設における災害時又は事故発生時の緊急的な応急対策業務の実施に関する協定</td> <td>H26.3.25</td> <td>中部地方整備局 副局長 (一社)日本埋立・浚渫業協会中部支部長 中部港湾空港建設協会連合会会長 (一社)日本海上起重技術協会中部支部長 全国浚渫協会東海支部長</td> </tr> <tr> <td>災害時における伊勢湾浮体式係留施設の緊急出動業務に関する協定書</td> <td>地震・台風等による災害時の緊急時における支援活動の一環として浮体式防災基地を出動する場合の、曳航、係留等出動業務の実施に関する協定</td> <td>H22.7.1</td> <td>中部地方整備局 副局長 (一社)日本埋立・浚渫業協会中部支部長</td> </tr> <tr> <td>申し合わせ(清水港)</td> <td>災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動</td> <td>H22.4.1</td> <td>清水港湾事務所長 清水港港湾建設工事安全協議会会長</td> </tr> <tr> <td>申し合わせ(御前崎港)</td> <td>災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動</td> <td>H22.4.1</td> <td>清水港湾事務所長 御前崎港港湾建設工事安全協議会会長</td> </tr> <tr> <td>申し合わせ(下田港)</td> <td>災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動</td> <td>H22.4.1</td> <td>清水港湾事務所長 下田港港湾建設工事安全協議会会長</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称	内容	締結日	締結者	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	緊急的な災害対応業務の実施における災害時支援業務の実施に関する協定	H28.3.29	中部地方整備局 副局長 静岡県代表者静岡県知事 愛知県代表者愛知県知事 三重県代表者三重県知事 名古屋港管理組合管理者愛知県知事 四日市港管理組合管理者三重県知事 (一社)日本埋立・浚渫業協会中部支部長 中部港湾空港建設協会連合会会長 (一社)日本海上起重技術協会中部支部長 全国浚渫協会東海支部長 (一社)日本潜水協会会長 (一社)海洋調査協会会長 (一社)港湾技術コンサルタンツ協会会長	災害時又は事故発生時における中部地方整備局所管施設(港湾空港関係に限る)の緊急的な応急対策業務に関する協定書	地震・台風等の異常な自然現象等又は事故による中部地方整備局(港湾空港関係に限る)所管施設における災害時又は事故発生時の緊急的な応急対策業務の実施に関する協定	H26.3.25	中部地方整備局 副局長 (一社)日本埋立・浚渫業協会中部支部長 中部港湾空港建設協会連合会会長 (一社)日本海上起重技術協会中部支部長 全国浚渫協会東海支部長	災害時における伊勢湾浮体式係留施設の緊急出動業務に関する協定書	地震・台風等による災害時の緊急時における支援活動の一環として浮体式防災基地を出動する場合の、曳航、係留等出動業務の実施に関する協定	H22.7.1	中部地方整備局 副局長 (一社)日本埋立・浚渫業協会中部支部長	申し合わせ(清水港)	災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動	H22.4.1	清水港湾事務所長 清水港港湾建設工事安全協議会会長	申し合わせ(御前崎港)	災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動	H22.4.1	清水港湾事務所長 御前崎港港湾建設工事安全協議会会長	申し合わせ(下田港)	災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動	H22.4.1	清水港湾事務所長 下田港港湾建設工事安全協議会会長
協定名称	内容	締結日	締結者																																																								
災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	緊急的な災害対応業務の実施における災害時支援業務の実施に関する協定	H28.3.29	中部地方整備局 副局長 静岡県代表者静岡県知事 愛知県代表者愛知県知事 三重県代表者三重県知事 名古屋港管理組合管理者愛知県知事 四日市港管理組合管理者三重県知事 (一社)日本埋立・浚渫業協会中部支部長 中部港湾空港建設協会連合会会長 (一社)日本海上起重技術協会中部支部長 全国浚渫協会東海支部長 (一社)日本潜水協会会長 (一社)海洋調査協会会長 (一社)港湾技術コンサルタンツ協会会長																																																								
災害時又は事故発生時における中部地方整備局所管施設(港湾空港関係に限る)の緊急的な応急対策業務に関する協定書	地震・台風等の異常な自然現象等又は事故による中部地方整備局(港湾空港関係に限る)所管施設における災害時又は事故発生時の緊急的な応急対策業務の実施に関する協定	H26.3.25	中部地方整備局 副局長 (一社)日本埋立・浚渫業協会中部支部長 中部港湾空港建設協会連合会会長 (一社)日本海上起重技術協会中部支部長 全国浚渫協会東海支部長																																																								
災害時における伊勢湾浮体式係留施設の緊急出動業務に関する協定書	地震・台風等による災害時の緊急時における支援活動の一環として浮体式防災基地を出動する場合の、曳航、係留等出動業務の実施に関する協定	H22.7.1	中部地方整備局 副局長 (一社)日本埋立・浚渫業協会中部支部長																																																								
申し合わせ(清水港)	災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動	H22.4.1	清水港湾事務所長 清水港港湾建設工事安全協議会会長																																																								
申し合わせ(御前崎港)	災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動	H22.4.1	清水港湾事務所長 御前崎港港湾建設工事安全協議会会長																																																								
申し合わせ(下田港)	災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動	H22.4.1	清水港湾事務所長 下田港港湾建設工事安全協議会会長																																																								
協定名称	内容	締結日	締結者																																																								
災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	緊急的な災害対応業務の実施における災害時支援業務の実施に関する協定	H28.3.29	中部地方整備局 副局長 静岡県代表者静岡県知事 愛知県代表者愛知県知事 三重県代表者三重県知事 名古屋港管理組合管理者愛知県知事 四日市港管理組合管理者三重県知事 (一社)日本埋立・浚渫業協会中部支部長 中部港湾空港建設協会連合会会長 (一社)日本海上起重技術協会中部支部長 全国浚渫協会東海支部長 (一社)日本潜水協会会長 (一社)海洋調査協会会長 (一社)港湾技術コンサルタンツ協会会長																																																								
災害時又は事故発生時における中部地方整備局所管施設(港湾空港関係に限る)の緊急的な応急対策業務に関する協定書	地震・台風等の異常な自然現象等又は事故による中部地方整備局(港湾空港関係に限る)所管施設における災害時又は事故発生時の緊急的な応急対策業務の実施に関する協定	H26.3.25	中部地方整備局 副局長 (一社)日本埋立・浚渫業協会中部支部長 中部港湾空港建設協会連合会会長 (一社)日本海上起重技術協会中部支部長 全国浚渫協会東海支部長																																																								
災害時における伊勢湾浮体式係留施設の緊急出動業務に関する協定書	地震・台風等による災害時の緊急時における支援活動の一環として浮体式防災基地を出動する場合の、曳航、係留等出動業務の実施に関する協定	H22.7.1	中部地方整備局 副局長 (一社)日本埋立・浚渫業協会中部支部長																																																								
申し合わせ(清水港)	災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動	H22.4.1	清水港湾事務所長 清水港港湾建設工事安全協議会会長																																																								
申し合わせ(御前崎港)	災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動	H22.4.1	清水港湾事務所長 御前崎港港湾建設工事安全協議会会長																																																								
申し合わせ(下田港)	災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動	H22.4.1	清水港湾事務所長 下田港港湾建設工事安全協議会会長																																																								

更新日	頁	旧	新												
R3.3.26	P62	<p>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</p> <p>1)確認内容、2)評価</p> <p><b>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</b></p> <p>1)確認内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア表彰・感謝状受賞実績 過去5年間に、中部地方整備局(港湾空港関係)又は中部地方整備局管内の地方公共団体から、港湾空港関係(海岸事業含む)のボランティア活動に対する表彰や感謝状の受賞の有無について確認する。</li> <li>・ボランティア活動実績 公告日の前年度に国又は、地方公共団体(港湾管理者・自治会を含む)が主催又は後援する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)がこれと同等と認めるボランティア活動への参加実績が、4回以上あるかについて確認する。</li> </ul> <p>2)評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア</td> <td>中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰 [過去5年間]、又は前年度のボランティア活動実績</td> <td>表彰または4回以上の実績あり 1.0点 表彰なし及び実績が4回未満 0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO及びチャレンジ型を除くすべての工事の評価項目に設定する。</p> <p>3)留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの実績等については、別記様式『ボランティアの実績等』の記載内容及び根拠として添付する資料(活動実績の証明資料等)で確認している。</li> </ul> <p style="text-align: right;">62</p>	評価項目	評価基準	配点	ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰 [過去5年間]、又は前年度のボランティア活動実績	表彰または4回以上の実績あり 1.0点 表彰なし及び実績が4回未満 0.0点	<p>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</p> <p>1)確認内容、2)評価</p> <p><b>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</b></p> <p>1)確認内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア表彰・感謝状受賞実績 過去5年間に、中部地方整備局(港湾空港関係)又は中部地方整備局管内の地方公共団体から、港湾空港関係(海岸事業含む)のボランティア活動に対する表彰や感謝状の受賞の有無について確認する。</li> <li>・ボランティア活動実績 公告日の前々年度から前年度に国又は、地方公共団体(港湾管理者・自治会を含む)が主催又は後援する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)がこれと同等と認めるボランティア活動への参加実績が、4回以上あるかについて確認する。</li> </ul> <p>2)評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア</td> <td>中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰 [過去5年間]、又は前々年度から前年度のボランティア活動実績</td> <td>表彰または4回以上の実績あり 1.0点 表彰なし及び実績が4回未満 0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO及びチャレンジ型を除くすべての工事の評価項目に設定する。</p> <p>3)留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの実績等については、別記様式『ボランティアの実績等』の記載内容及び根拠として添付する資料(活動実績の証明資料等)で確認している。</li> </ul> <p style="text-align: right;">62</p>	評価項目	評価基準	配点	ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰 [過去5年間]、又は前々年度から前年度のボランティア活動実績	表彰または4回以上の実績あり 1.0点 表彰なし及び実績が4回未満 0.0点
評価項目	評価基準	配点													
ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰 [過去5年間]、又は前年度のボランティア活動実績	表彰または4回以上の実績あり 1.0点 表彰なし及び実績が4回未満 0.0点													
評価項目	評価基準	配点													
ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰 [過去5年間]、又は前々年度から前年度のボランティア活動実績	表彰または4回以上の実績あり 1.0点 表彰なし及び実績が4回未満 0.0点													

更新日	頁	旧	新
R3.3.26	P63	<p>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</p> <p>3) 留意事項</p> <p><b>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</b></p> <p>○ボランティア表彰・感謝状受賞実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受賞実績について「無」を選択、もしくは申請書に未記載の場合、根拠資料として表彰状、感謝状等の写しの提出があっても、受賞実績は加点評価しない。</li> <li>・各年度8月1日以降の公告分より、過去5年間の対象年度が切り替わる。 例) 公告日: R01.8.1~R02.7.31まで H27・28・29・30・31(R01)年度における表彰 公告日: R02.8.1~R03.7.31まで H28・29・30・31(R01)・R02年度における表彰</li> </ul> <p>○同等と認めるボランティア活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「同等と認めるボランティア活動」とは、各港湾建設工事安全協議会が主催するボランティア活動(清掃活動等)等を指す。ただし、中部地方整備局が実績状況を確認できるものに限る。</li> </ul> <p style="text-align: right;">63</p>	<p>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</p> <p>3) 留意事項</p> <p><b>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</b></p> <p>○ボランティア表彰・感謝状受賞実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受賞実績について「無」を選択、もしくは申請書に未記載の場合、根拠資料として表彰状、感謝状等の写しの提出があっても、受賞実績は加点評価しない。</li> <li>・各年度8月1日以降の公告分より、過去5年間の対象年度が切り替わる。 例) 公告日: R02.8.1~R03.7.31まで H28・29・30・31(R01)・R02年度における表彰 公告日: R03.8.1~R04.7.31まで H29・30・31(R01)・R02・R03年度における表彰</li> </ul> <p>○同等と認めるボランティア活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「同等と認めるボランティア活動」とは、各港湾建設工事安全協議会が主催するボランティア活動(清掃活動等)等を指す。ただし、中部地方整備局が実績状況を確認できるものに限る。</li> </ul> <p style="text-align: right;">63</p>

更新日	頁	旧	新												
R3.3.26	P68	なし	<p>4-5 災害時の事業継続力の認定</p> <p>1) 確認内容、2) 評価、3) 留意事項</p> <p><b>4-5 災害時の事業継続力の認定</b></p> <p>1) 確認内容 建設会社における事業継続計画の策定を促進するために、「中部地方整備局の港湾空港関係における建設BCPを認定された企業」について評価する。</p> <p>2) 評価 「港湾土木工事(A及びB等級対象工事)」、「港湾等しゅんせつ工事(A及びB等級対象工事)」に適用</p> <table border="1" data-bbox="1249 507 2033 608"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th colspan="2">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害時の事業継続力の認定状況</td> <td>建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無</td> <td>認定あり</td> <td>1.0点</td> <td rowspan="2">1.0点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>認定なし</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO、チャレンジ型の場合は、評価項目として設定しない。</p> <p>3) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中部地方整備局(港湾空港関係)における災害時建設事業継続力認定を受けた社を評価する。</li> <li>○中部地方整備局が、認定した企業が備えている基礎的事業継続力について評価する。</li> <li>○認定書に記載された有効期限日が期限内(3年間)であること。</li> <li>○認定企業一覧については、中部地方整備局のHPにより確認すること。</li> <li>○中部地方整備局(港湾空港部)のHPにより認定状況が確認できる場合は、認定書の写しは不要とする。</li> </ul>	評価項目	評価基準	配点		災害時の事業継続力の認定状況	建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無	認定あり	1.0点	1.0点		認定なし	0.0点
評価項目	評価基準	配点													
災害時の事業継続力の認定状況	建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無	認定あり	1.0点	1.0点											
		認定なし	0.0点												

更新日	頁	旧																																																			
R3.3.26	P73	<p>6-1 加算点の算出方法(WTO、チャレンジ型を除く)(港湾5工種)</p> <p>3)「地域精通度・貢献度」の算出</p> <p><b>6-1 加算点の算出方法(WTO、チャレンジ型を除く)(港湾5工種)</b> ※技術提案評価点、施工計画評価点は除く</p> <p>3)「地域精通度・貢献度等」の算出 発注する工事内容により、「災害時に対応できる作業船保有評価」を行う場合と、行わない場合があるが、いずれの場合も「地域精通度・貢献度等」の配点合計を4点換算し、「地域精通度・貢献度等」の換算点(c)を算出する。</p> <p>4)「加算点小計」の算出 1)～3)で算出した「企業等の換算点(a)」、「技術者の能力等の換算点(b)」、「地域精通度の点(c)」の合計を総合評価方式別に換算を行い「加算点の小計(d)」を算出する。 1)～3)の配点の合計は20点となっており、以下に示すとおり総合評価方式別の合計となるよう換算を行う。 ・「施工能力評価型(I・II型)施工体制確認型」:40点 → <math>d=(a+b+c) \times 40/20</math> ・「施工能力評価型(I・II型)施工体制確認型以外」:30点 → <math>d=(a+b+c) \times 30/20</math> ・「施工能力評価型(I型)施工計画重視型」:20点 → <math>d=(a+b+c) \times 20/20</math> ・「技術提案評価型(S型・非WTO)」:20点 → <math>d=(a+b+c) \times 20/20</math> ※ 1)～3)で算出するa～cについては、四捨五入を行わず、dについては、少数第2位四捨五入を行う。</p> <p>5)「加算点合計」の算出 4)で算出した「加算点の小計(d)」に「工事信頼度等小計(e)」を加え、加算点合計を算出する。 ∴ 加算点の合計 = d+e</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>評価項目</caption> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>災害時に対応できる作業船保有評価あり</th> <th>災害時に対応できる作業船保有評価なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域精通度の継続</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>災害復旧等の実績</td> <td>1.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>ポランテア</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>管内実績</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>災害時に対応できる作業船保有の評価</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>換算点c</td> <td><math>c=③ \times 4.0/4.0</math></td> <td><math>c=④ \times 4.0/5.0</math></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>総合評価方式 加算点小計:d※</caption> <thead> <tr> <th>総合評価方式</th> <th>加算点小計:d※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工能力評価型(I・II型)施工体制確認型</td> <td><math>(a+b+c) \times 40/20</math></td> </tr> <tr> <td>施工能力評価型(I・II型)施工体制確認型以外</td> <td><math>(a+b+c) \times 30/20</math></td> </tr> <tr> <td>施工能力評価型(I型)施工計画重視型</td> <td><math>a+b+c</math></td> </tr> <tr> <td>技術提案評価型(S型・非WTO)</td> <td><math>a+b+c</math></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>評価項目</caption> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全対策</td> <td>中部地方整備局(港湾空港関係)の発注工事で、施工中の事故等により作業停止、指名停止、口頭注意又は文書注意を受けた場合、減点する。</td> <td>-1.0点</td> </tr> <tr> <td>不実施な行為</td> <td>報酬及び料金等により中部地方整備局管内で作業停止となった場合、又は報酬及び料金等により中部地方整備局(港湾空港関係)から指名停止、口頭注意、文書注意を受けた場合、減点する。</td> <td>-2.0点</td> </tr> <tr> <td>工事信頼度等</td> <td>中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において既入札を行った企業で、かつ当該工種の過去5年間の工事実績調査の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事実績調査の平均点を60点とみなす。)の場合、既入札工事の完了後2年間、減点する。</td> <td>-1.5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部地方整備局(港湾空港関係)における既入札工事の工事実績調査が70点未満の場合、既入札工事の完了後2年間、減点する。</td> <td>-1.5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事信頼度等小計</td> <td>e</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	災害時に対応できる作業船保有評価あり	災害時に対応できる作業船保有評価なし	地域精通度の継続	1.0	1.0	災害復旧等の実績	1.0	4.0	ポランテア	1.0	1.0	管内実績	1.0	1.0	災害時に対応できる作業船保有の評価	1.0	1.0	合計	③	④	換算点c	$c=③ \times 4.0/4.0$	$c=④ \times 4.0/5.0$	総合評価方式	加算点小計:d※	施工能力評価型(I・II型)施工体制確認型	$(a+b+c) \times 40/20$	施工能力評価型(I・II型)施工体制確認型以外	$(a+b+c) \times 30/20$	施工能力評価型(I型)施工計画重視型	$a+b+c$	技術提案評価型(S型・非WTO)	$a+b+c$	評価項目	配点	安全対策	中部地方整備局(港湾空港関係)の発注工事で、施工中の事故等により作業停止、指名停止、口頭注意又は文書注意を受けた場合、減点する。	-1.0点	不実施な行為	報酬及び料金等により中部地方整備局管内で作業停止となった場合、又は報酬及び料金等により中部地方整備局(港湾空港関係)から指名停止、口頭注意、文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点	工事信頼度等	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において既入札を行った企業で、かつ当該工種の過去5年間の工事実績調査の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事実績調査の平均点を60点とみなす。)の場合、既入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点		中部地方整備局(港湾空港関係)における既入札工事の工事実績調査が70点未満の場合、既入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点		工事信頼度等小計	e
評価項目	災害時に対応できる作業船保有評価あり	災害時に対応できる作業船保有評価なし																																																			
地域精通度の継続	1.0	1.0																																																			
災害復旧等の実績	1.0	4.0																																																			
ポランテア	1.0	1.0																																																			
管内実績	1.0	1.0																																																			
災害時に対応できる作業船保有の評価	1.0	1.0																																																			
合計	③	④																																																			
換算点c	$c=③ \times 4.0/4.0$	$c=④ \times 4.0/5.0$																																																			
総合評価方式	加算点小計:d※																																																				
施工能力評価型(I・II型)施工体制確認型	$(a+b+c) \times 40/20$																																																				
施工能力評価型(I・II型)施工体制確認型以外	$(a+b+c) \times 30/20$																																																				
施工能力評価型(I型)施工計画重視型	$a+b+c$																																																				
技術提案評価型(S型・非WTO)	$a+b+c$																																																				
評価項目	配点																																																				
安全対策	中部地方整備局(港湾空港関係)の発注工事で、施工中の事故等により作業停止、指名停止、口頭注意又は文書注意を受けた場合、減点する。	-1.0点																																																			
不実施な行為	報酬及び料金等により中部地方整備局管内で作業停止となった場合、又は報酬及び料金等により中部地方整備局(港湾空港関係)から指名停止、口頭注意、文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点																																																			
工事信頼度等	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において既入札を行った企業で、かつ当該工種の過去5年間の工事実績調査の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事実績調査の平均点を60点とみなす。)の場合、既入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点																																																			
	中部地方整備局(港湾空港関係)における既入札工事の工事実績調査が70点未満の場合、既入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点																																																			
	工事信頼度等小計	e																																																			

更新日	頁	新																																																																													
		<p>6-1 加算点の算出方法(WTO、チャレンジ型を除く)(港湾5工種)</p> <p>3)「地域精通度・貢献度」の算出</p> <p><b>6-1 加算点の算出方法(WTO、チャレンジ型を除く)(港湾5工種)</b> ※技術提案評価点、施工計画評価点は除く</p> <p>3)「地域精通度・貢献度等」の算出 発注する工事内容により、「災害時に対応できる作業船保有評価」を行う場合と、行わない場合、及び「災害時の事業継続力の認定」の有・無があるが、いずれの場合も「地域精通度・貢献度等」の配点合計を4点換算し、「地域精通度・貢献度等」の換算点(c)を算出する。</p> <p>4)「加算点小計」の算出 1)～3)で算出した「企業等の換算点(a)」、「技術者の能力等の換算点(b)」、「地域精通度の点(c)」の合計を総合評価方式別に換算を行い「加算点の小計(d)」を算出する。 1)～3)の配点の合計は20点となっており、以下に示すとおり総合評価方式別の合計となるよう換算を行う。 ・「施工能力評価型(I・II型)施工体制確認型」:40点 → <math>d=(a+b+c) \times 40/20</math> ・「施工能力評価型(I・II型)施工体制確認型以外」:30点 → <math>d=(a+b+c) \times 30/20</math> ・「施工能力評価型(I型)施工計画重視型」:20点 → <math>d=(a+b+c) \times 20/20</math> ・「技術提案評価型(S型・非WTO)」:20点 → <math>d=(a+b+c) \times 20/20</math> ※ 1)～3)で算出するa～cについては、四捨五入を行わず、dについては、少数第2位四捨五入を行う。</p> <p>5)「加算点合計」の算出 4)で算出した「加算点の小計(d)」に「工事信頼度等小計(e)」を加え、加算点合計を算出する。 ∴ 加算点の合計 = d+e</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>評価項目</caption> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th colspan="2">災害時の事業継続力の認定あり(「発注する工事(港湾5工種)」:「既入札」:「既入札」:「既入札」)</th> <th colspan="2">災害時の事業継続力の認定なし(「発注する工事(港湾5工種)」)</th> </tr> <tr> <th>評価項目</th> <th>災害時に対応できる作業船保有評価あり</th> <th>災害時に対応できる作業船保有評価なし</th> <th>災害時に対応できる作業船保有評価あり</th> <th>災害時に対応できる作業船保有評価なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域精通度の継続</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>災害復旧等の実績</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>ポランテア</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>管内実績</td> <td>1.0</td> <td>5.0</td> <td>6.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>災害時に対応できる作業船保有の評価</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>災害時の事業継続力の認定</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> </tr> <tr> <td>換算点c</td> <td><math>c=③ \times 4.0/5.0</math></td> <td><math>c=④ \times 4.0/4.0</math></td> <td><math>c=⑤ \times 4.0/4.0</math></td> <td><math>c=⑥ \times 4.0/5.0</math></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>総合評価方式 加算点小計:d※</caption> <thead> <tr> <th>総合評価方式</th> <th>加算点小計:d※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工能力評価型(I・II型)施工体制確認型</td> <td><math>(a+b+c) \times 40/20</math></td> </tr> <tr> <td>施工能力評価型(I・II型)施工体制確認型以外</td> <td><math>(a+b+c) \times 30/20</math></td> </tr> <tr> <td>施工能力評価型(I型)施工計画重視型</td> <td><math>(a+b+c) \times 20/20</math></td> </tr> <tr> <td>技術提案評価型(S型・非WTO)</td> <td><math>(a+b+c) \times 20/20</math></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>評価項目</caption> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全対策</td> <td>中部地方整備局(港湾空港関係)の発注工事で、施工中の事故等により作業停止、指名停止、口頭注意又は文書注意を受けた場合、減点する。</td> <td>-1.0点</td> </tr> <tr> <td>不実施な行為</td> <td>報酬及び料金等により中部地方整備局管内で作業停止となった場合、又は報酬及び料金等により中部地方整備局(港湾空港関係)から指名停止、口頭注意、文書注意を受けた場合、減点する。</td> <td>-2.0点</td> </tr> <tr> <td>工事信頼度等</td> <td>中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において既入札を行った企業で、かつ当該工種の過去5年間の工事実績調査の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事実績調査の平均点を60点とみなす。)の場合、既入札工事の完了後2年間、減点する。</td> <td>-1.5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部地方整備局(港湾空港関係)における既入札工事の工事実績調査が70点未満の場合、既入札工事の完了後2年間、減点する。</td> <td>-1.5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事信頼度等小計</td> <td>e</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	災害時の事業継続力の認定あり(「発注する工事(港湾5工種)」:「既入札」:「既入札」:「既入札」)		災害時の事業継続力の認定なし(「発注する工事(港湾5工種)」)		評価項目	災害時に対応できる作業船保有評価あり	災害時に対応できる作業船保有評価なし	災害時に対応できる作業船保有評価あり	災害時に対応できる作業船保有評価なし	地域精通度の継続	1.0	1.0	1.0	1.0	災害復旧等の実績	1.0	1.0	1.0	1.0	ポランテア	1.0	1.0	1.0	1.0	管内実績	1.0	5.0	6.0	4.0	災害時に対応できる作業船保有の評価	1.0	1.0	1.0	1.0	災害時の事業継続力の認定	1.0	1.0	1.0	1.0	合計	③	④	⑤	⑥	換算点c	$c=③ \times 4.0/5.0$	$c=④ \times 4.0/4.0$	$c=⑤ \times 4.0/4.0$	$c=⑥ \times 4.0/5.0$	総合評価方式	加算点小計:d※	施工能力評価型(I・II型)施工体制確認型	$(a+b+c) \times 40/20$	施工能力評価型(I・II型)施工体制確認型以外	$(a+b+c) \times 30/20$	施工能力評価型(I型)施工計画重視型	$(a+b+c) \times 20/20$	技術提案評価型(S型・非WTO)	$(a+b+c) \times 20/20$	評価項目	配点	安全対策	中部地方整備局(港湾空港関係)の発注工事で、施工中の事故等により作業停止、指名停止、口頭注意又は文書注意を受けた場合、減点する。	-1.0点	不実施な行為	報酬及び料金等により中部地方整備局管内で作業停止となった場合、又は報酬及び料金等により中部地方整備局(港湾空港関係)から指名停止、口頭注意、文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点	工事信頼度等	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において既入札を行った企業で、かつ当該工種の過去5年間の工事実績調査の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事実績調査の平均点を60点とみなす。)の場合、既入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点		中部地方整備局(港湾空港関係)における既入札工事の工事実績調査が70点未満の場合、既入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点		工事信頼度等小計	e
評価項目	災害時の事業継続力の認定あり(「発注する工事(港湾5工種)」:「既入札」:「既入札」:「既入札」)		災害時の事業継続力の認定なし(「発注する工事(港湾5工種)」)																																																																												
評価項目	災害時に対応できる作業船保有評価あり	災害時に対応できる作業船保有評価なし	災害時に対応できる作業船保有評価あり	災害時に対応できる作業船保有評価なし																																																																											
地域精通度の継続	1.0	1.0	1.0	1.0																																																																											
災害復旧等の実績	1.0	1.0	1.0	1.0																																																																											
ポランテア	1.0	1.0	1.0	1.0																																																																											
管内実績	1.0	5.0	6.0	4.0																																																																											
災害時に対応できる作業船保有の評価	1.0	1.0	1.0	1.0																																																																											
災害時の事業継続力の認定	1.0	1.0	1.0	1.0																																																																											
合計	③	④	⑤	⑥																																																																											
換算点c	$c=③ \times 4.0/5.0$	$c=④ \times 4.0/4.0$	$c=⑤ \times 4.0/4.0$	$c=⑥ \times 4.0/5.0$																																																																											
総合評価方式	加算点小計:d※																																																																														
施工能力評価型(I・II型)施工体制確認型	$(a+b+c) \times 40/20$																																																																														
施工能力評価型(I・II型)施工体制確認型以外	$(a+b+c) \times 30/20$																																																																														
施工能力評価型(I型)施工計画重視型	$(a+b+c) \times 20/20$																																																																														
技術提案評価型(S型・非WTO)	$(a+b+c) \times 20/20$																																																																														
評価項目	配点																																																																														
安全対策	中部地方整備局(港湾空港関係)の発注工事で、施工中の事故等により作業停止、指名停止、口頭注意又は文書注意を受けた場合、減点する。	-1.0点																																																																													
不実施な行為	報酬及び料金等により中部地方整備局管内で作業停止となった場合、又は報酬及び料金等により中部地方整備局(港湾空港関係)から指名停止、口頭注意、文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点																																																																													
工事信頼度等	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において既入札を行った企業で、かつ当該工種の過去5年間の工事実績調査の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事実績調査の平均点を60点とみなす。)の場合、既入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点																																																																													
	中部地方整備局(港湾空港関係)における既入札工事の工事実績調査が70点未満の場合、既入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点																																																																													
	工事信頼度等小計	e																																																																													

更新日	頁	旧	新																																				
R3.3.26	P75	<p>6-2 加算点の算出方法(チャレンジ型)</p> <p>3)「加算点小計」の算出</p> <p><b>6-2 加算点の算出方法(チャレンジ型)</b> ※技術提案評価点、施工計画評価点は除く</p> <p>3)「加算点小計」の算出 1)～2)で算出した「企業の能力等の換算点(a)」、「技術者の能力等の換算点(b)」の合計を「加算点小計(c)」とする。 (c=a+b) ※ 1)～2)で算出するa～bについては、四捨五入を行わず、cについては、少数第2位四捨五入を行う。</p> <p>4)「加算点合計」の算出 3)で算出した「加算点の小計(c)」に「工事信頼度等小計(d)」を加え、加算点合計を算出する。 ∴ 加算点の合計 = c+d</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価項目</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全対策</td> <td>中部地方整備局(港湾空港関係)の発注工事で、施工中の事故等により作業停止、指名停止、口頭注意又は文書注意を受けた場合、減点する。</td> <td>-2.0点</td> </tr> <tr> <td>工事業績</td> <td>開港及び統合等により中部地方整備局管内で作業停止となった場合、又は開港及び統合等により中部地方整備局(港湾空港関係)から指名停止、口頭注意、文書注意を受けた場合、減点する。</td> <td>-2.0点</td> </tr> <tr> <td>信頼度等</td> <td>中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において低入札を行った企業で、かつ当該工種の過去2年間の工事成績評定の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事成績評定の平均点を0点とみなす。)の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。</td> <td>-1.5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部地方整備局(港湾空港関係)における低入札工事の工事成績評定が70点未満の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。</td> <td>-1.5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工事信頼度等小計</td> <td>d</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目		配点	安全対策	中部地方整備局(港湾空港関係)の発注工事で、施工中の事故等により作業停止、指名停止、口頭注意又は文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点	工事業績	開港及び統合等により中部地方整備局管内で作業停止となった場合、又は開港及び統合等により中部地方整備局(港湾空港関係)から指名停止、口頭注意、文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点	信頼度等	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において低入札を行った企業で、かつ当該工種の過去2年間の工事成績評定の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事成績評定の平均点を0点とみなす。)の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点		中部地方整備局(港湾空港関係)における低入札工事の工事成績評定が70点未満の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点	工事信頼度等小計		d	<p>6-2 加算点の算出方法(チャレンジ型)</p> <p>3)「加算点小計」の算出</p> <p><b>6-2 加算点の算出方法(チャレンジ型)</b> ※技術提案評価点、施工計画評価点は除く</p> <p>3)「加算点小計」の算出 1)～2)で算出した「企業の能力等の換算点(a)」、「技術者の能力等の換算点(b)」の合計を総合評価方式別に換算を行い「加算点の小計(c)」を算出する。 1)～2)の配点の合計は10点となり、以下に示すとおり総合評価方式別の合計となるよう換算を行う。 ・「技術提案評価型(S型・非WTO・チャレンジ型)」:10点 → c=(a+b)×10/10 ・「施工能力評価型(I型・施工計画重視型・チャレンジ型)施工体制確認型」:10点 → c=(a+b)×10/10 ・「施工能力評価型(I型・施工計画重視型・チャレンジ型)施工体制確認型以外」:5点 → c=(a+b)×5/10 ※ 1)～2)で算出するa～bについては、四捨五入を行わず、cについては、少数第2位四捨五入を行う。</p> <p>4)「加算点合計」の算出 3)で算出した「加算点の小計(c)」に「工事信頼度等小計(d)」を加え、加算点合計を算出する。 ∴ 加算点の合計 = c+d</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価項目</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全対策</td> <td>中部地方整備局(港湾空港関係)の発注工事で、施工中の事故等により作業停止、指名停止、口頭注意又は文書注意を受けた場合、減点する。</td> <td>-2.0点</td> </tr> <tr> <td>工事業績</td> <td>開港及び統合等により中部地方整備局管内で作業停止となった場合、又は開港及び統合等により中部地方整備局(港湾空港関係)から指名停止、口頭注意、文書注意を受けた場合、減点する。</td> <td>-2.0点</td> </tr> <tr> <td>信頼度等</td> <td>中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において低入札を行った企業で、かつ当該工種の過去2年間の工事成績評定の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事成績評定の平均点を0点とみなす。)の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。</td> <td>-1.5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部地方整備局(港湾空港関係)における低入札工事の工事成績評定が70点未満の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。</td> <td>-1.5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工事信頼度等小計</td> <td>d</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目		配点	安全対策	中部地方整備局(港湾空港関係)の発注工事で、施工中の事故等により作業停止、指名停止、口頭注意又は文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点	工事業績	開港及び統合等により中部地方整備局管内で作業停止となった場合、又は開港及び統合等により中部地方整備局(港湾空港関係)から指名停止、口頭注意、文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点	信頼度等	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において低入札を行った企業で、かつ当該工種の過去2年間の工事成績評定の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事成績評定の平均点を0点とみなす。)の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点		中部地方整備局(港湾空港関係)における低入札工事の工事成績評定が70点未満の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点	工事信頼度等小計		d
評価項目		配点																																					
安全対策	中部地方整備局(港湾空港関係)の発注工事で、施工中の事故等により作業停止、指名停止、口頭注意又は文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点																																					
工事業績	開港及び統合等により中部地方整備局管内で作業停止となった場合、又は開港及び統合等により中部地方整備局(港湾空港関係)から指名停止、口頭注意、文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点																																					
信頼度等	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において低入札を行った企業で、かつ当該工種の過去2年間の工事成績評定の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事成績評定の平均点を0点とみなす。)の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点																																					
	中部地方整備局(港湾空港関係)における低入札工事の工事成績評定が70点未満の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点																																					
工事信頼度等小計		d																																					
評価項目		配点																																					
安全対策	中部地方整備局(港湾空港関係)の発注工事で、施工中の事故等により作業停止、指名停止、口頭注意又は文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点																																					
工事業績	開港及び統合等により中部地方整備局管内で作業停止となった場合、又は開港及び統合等により中部地方整備局(港湾空港関係)から指名停止、口頭注意、文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点																																					
信頼度等	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において低入札を行った企業で、かつ当該工種の過去2年間の工事成績評定の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事成績評定の平均点を0点とみなす。)の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点																																					
	中部地方整備局(港湾空港関係)における低入札工事の工事成績評定が70点未満の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点																																					
工事信頼度等小計		d																																					

更新日	頁	旧	新
R3.3.26	P86	<p>8. 技術提案について</p> <p>5) 留意事項</p> <p><b>8 技術提案</b></p> <p>○評価しない提案内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例」に該当するもの ※<a href="http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/file/content/file/190328_data3.pdf">http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/file/content/file/190328_data3.pdf</a></li> <li>・特記仕様書、共通仕様書、請負工事積算基準、工事安全施工指針等に示すものと同等のもの</li> <li>・他機関等との調整が必要となるもの ※海上保安部、港湾管理者、民間企業、漁業者等との調整、他工事との調整等</li> <li>・提案の実施により新たな課題が生じるが、その課題解決についての具体的な記載がないもの ※例えば、精度確保(品質管理)に関する提案する場合、当該技術提案を実施すると標準案と比較し安全面で問題が発生する可能性があるが、その安全確保のための解決策が同提案内で未記載の場合。</li> <li>・特記仕様書の工事内容に含まれない内容にかかるもの</li> <li>・その他、適切と認められないもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">85</p>	<p>8. 技術提案について</p> <p>5) 留意事項</p> <p><b>8 技術提案</b></p> <p>○評価しない提案内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例」に該当するもの ※ <a href="http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/file/content/file/210326_data3.pdf">http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/file/content/file/210326_data3.pdf</a></li> <li>・特記仕様書、共通仕様書、請負工事積算基準、工事安全施工指針等に示すものと同等のもの</li> <li>・他機関等との調整が必要となるもの ※海上保安部、港湾管理者、民間企業、漁業者等との調整、他工事との調整等</li> <li>・提案の実施により新たな課題が生じるが、その課題解決についての具体的な記載がないもの ※例えば、精度確保(品質管理)に関する提案する場合、当該技術提案を実施すると標準案と比較し安全面で問題が発生する可能性があるが、その安全確保のための解決策が同提案内で未記載の場合。</li> <li>・特記仕様書の工事内容に含まれない内容にかかるもの</li> <li>・その他、適切と認められないもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">86</p>







別紙 評価基準表(港湾5工種以外)

Table with 3 columns: 評価項目, 評価基準, 配点. Rows include 施工実績, 工事成績, 表彰, and 企業能力等得点.

Table with 3 columns: 評価項目, 評価基準, 配点. Rows include 経験, 工事成績, 表彰, 継続教育, and 技術者の能力等得点.

Table with 3 columns: 評価項目, 評価基準, 配点. Rows include 災害協定の締結, 災害復旧等の実績, ボランティア, 管内実績, and 地域精進度等得点.

Table with 3 columns: 評価項目, 評価基準, 配点. Rows include 安全対策, 不誠実な行為, and 工事信頼度.

「総合評価の方式」については別記条件書による。
(注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。

別紙 評価基準表(港湾5工種以外)

Table with 3 columns: 評価項目, 評価基準, 配点. Rows include 施工実績, 工事成績, 表彰, and 企業能力等得点.

Table with 3 columns: 評価項目, 評価基準, 配点. Rows include 経験, 工事成績, 表彰, 継続教育, and 技術者の能力等得点.

Table with 3 columns: 評価項目, 評価基準, 配点. Rows include 災害協定の締結, 災害復旧等の実績, ボランティア, 管内実績, and 地域精進度等得点.

Table with 3 columns: 評価項目, 評価基準, 配点. Rows include 安全対策, 不誠実な行為, and 工事信頼度.

「総合評価の方式」については別記条件書による。
(注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。

Table with 2 columns: 総合評価方式, 加算点小計d. Rows include 施工能力評価型(I・II型), 施工体制確認型, 施工能力評価型(I・II型), 施工体制確認型, 施工能力評価型(I型・施工計画重視型).

※加算点小計dは、少数2位四捨五入

(注14) 加算点小計c=加算点小計d+工事信頼度等小計e

Table with 2 columns: 総合評価方式, 加算点小計d. Rows include 施工能力評価型(I・II型), 施工体制確認型以外, 施工能力評価型(I・II型), 施工能力評価型(I型・施工計画重視型), 技術提案評価型(S型・非WTO).

※加算点小計dは、小数2位四捨五入

(注14) 加算点小計c=加算点小計d+工事信頼度等小計e

別紙 評価基準表(WTO 段階選抜(WLB試行))

評価項目		評価基準	配点			
企業 の 能力 等	施工実績	H17.4.1以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事の実績あり(注1)	8.0点	8.0点	
			同種性が認められる工事の実績あり ・実績なし ・対象工事が65点未満	0.0点 欠格		
	工事成績	中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年間又は10年に完了した当該工種の工事の平均評定点 [500万円以上の工事] (注2)(注3)(注4)(注5)	平均点80点以上	6.0点	6.0点	15.0点
			平均点78点以上80点未満	5.0点		
平均点76点以上78点未満			4.0点			
平均点74点以上76点未満			3.0点			
平均点72点以上74点未満			2.0点			
平均点70点以上72点未満	1.0点					
平均点70点未満又は過去10年間に実績がない	0.0点					
過去2年間の平均点が65点未満	欠格					
ワークライフバランス推進企業		次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)(注6) ・次世代法に基づく認定(くるみん(旧基準)・くるみん(新基準)・プラチナくるみん認定企業)(注7) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)(注8)	1.0点	1.0点		
		認定を受けていない	0.0点			
企業能力等得点		小計:a				

評価項目		評価基準	配点		
技術者 の 能力 等	経験	H17.4.1以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	9.0点	9.0点
			より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	4.0点	
			同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0.0点	
	工事成績	同種工事の工事成績 [H17.4.1以降の全地方整備局・北海道開発局・沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の実績を対象とする]	80点以上	6.0点	6.0点
78点以上80点未満			5.0点		
76点以上78点未満			4.0点		
74点以上76点未満			3.0点		
72点以上74点未満			2.0点		
70点以上72点未満			1.0点		
70点未満			0.0点		
65点未満	欠格				
技術者の能力等得点		小計:b			

加算点合計=小計a+小計b (注9)

- (注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。
- (注2)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。
- (注3)中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年間に完了した当該工種の工事実績がない場合、10年間の平均評定点を適用する。
- (注4)「過去5年間」とは、公告日がR02.5.31までは、H26～30年度、R02.6.1からはH27～R01年度を指し、「過去10年間」とは、公告日がR02.5.31までは、H21～30年度、R02.6.1からはH22～R01年度を指す。
- (注5)10年間の平均評定点を適用する場合、記載の配点に0.5を乗じた値を工事成績の評価点とする。
- (注6)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)という。
- (注7)次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- (注8)青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- (注9)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。

別紙 評価基準表(WTO 段階選抜(WLB試行))

評価項目		評価基準	配点			
企業 の 能力 等	施工実績	H18.4.1以降に元請けとして完成・引渡し完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事の実績あり(注1)	8.0点	8.0点	
				同種性が認められる工事の実績あり ・実績なし ・対象工事が65点未満		0.0点 欠格
	工事成績	中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年間又は10年に完了した当該工種の工事の平均評定点 [500万円以上の工事] (注2)(注3)(注4)(注5)	平均点80点以上	6.0点	6.0点	15.0点
			平均点78点以上80点未満	5.0点		
平均点76点以上78点未満			4.0点			
平均点74点以上76点未満			3.0点			
平均点72点以上74点未満			2.0点			
平均点70点以上72点未満	1.0点					
平均点70点未満又は過去10年間に実績がない	0.0点					
過去2年間の平均点が65点未満	欠格					
ワークライフバランス推進企業		次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)(注6) ・次世代法に基づく認定(くるみん(旧基準)・くるみん(新基準)・プラチナくるみん認定企業)(注7) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)(注8)	1.0点	1.0点		
		認定を受けていない	0.0点			
企業能力等得点		小計:a				

評価項目		評価基準	配点		
技術者 の 能力 等	経験	H18.4.1以降に元請けとして完成・引渡し完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	9.0点	9.0点
			より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	4.0点	
			同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0.0点	
	工事成績	同種工事の工事成績 [H18.4.1以降の全地方整備局・北海道開発局・沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の実績を対象とする]	80点以上	6.0点	6.0点
78点以上80点未満			5.0点		
76点以上78点未満			4.0点		
74点以上76点未満			3.0点		
72点以上74点未満			2.0点		
70点以上72点未満			1.0点		
70点未満			0.0点		
65点未満	欠格				
技術者の能力等得点		小計:b			

加算点合計=小計a+小計b (注9)

- (注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。
- (注2)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。
- (注3)中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年間に完了した当該工種の工事実績がない場合、10年間の平均評定点を適用する。
- (注4)「過去5年間」とは、公告日がR03.5.31までは、H27～31年度、R03.6.1からはH28～R02年度を指し、「過去10年間」とは、公告日がR03.5.31までは、H22～31年度、R03.6.1からはH23～R02年度を指す。
- (注5)10年間の平均評定点を適用する場合、記載の配点に0.5を乗じた値を工事成績の評価点とする。
- (注6)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)という。
- (注7)次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- (注8)青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- (注9)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。